

安八町パブリックコメント制度

パブリックコメント制度（町民意見の募集手続き制度）は、安八町の基本的な政策等を定める際に、事前に政策等の案や関連資料を公表し、町民の皆さまから意見を募り、それらの意見を参考に政策等を定める制度です。

この制度は、町民の生活にとって重要な政策等を町が策定する段階において、行政の透明性の向上を図るとともに、町民の皆さまの意見を町政に反映させ、協働のまちづくりを推進することを目的とした制度です。

[公表に付するもの]

1. 安八町情報公開条例 [素案__パブリックコメント用]
2. 権利濫用請求の取扱基準 [素案__パブリックコメント用]

[公表日]

令和元年7月1日（月）

[募集期間]

令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）【31日間】

[条例素案等の公表・閲覧場所]

- ・安八町ホームページ
- ・総務課窓口 ※閲覧時間：午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日除く）

[意見を提出できる人]

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ・町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・町内に存する学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続きに係る政策等に利害関係を有する個人及び法人、その他の団体

[意見の受付方法]

閲覧場所備え付け、若しくは町ホームページよりダウンロードした意見提出様式（又は、氏名、住所、連絡先等と意見を明記した書類）を持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によって提出されたものを皆さまからのご意見として受け付けます。

[問い合わせ・提出先]

安八町役場 総務課 危機管理室

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111（代表） 内線 204～206

TEL 0584-64-7116（直通）

FAX 0584-64-5014

E-mail anpachi-hp@town.anpachi.gifu.jp